

事業シート（概要説明書）

予算事業名	休廃止鉱山鉱害防止事業費	事業開始年度	昭和56年度
上位施策事業名	水環境の保全	担当部局	農水商工部
根拠法令	金属鉱業等鉱害防止対策特別措置法	担当室	商工振興室
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務	グループ名	中小企業振興G
事業の必要性・実施の背景	<p>金属鉱山は閉山後も金属等を含む坑廃水の流出があり、周囲に被害を引き起こすおそれがある。このため、金属鉱業等鉱害対策特別措置法により、鉱業権者には坑廃水処理などの鉱害防止事業が義務づけられている。本県では、熊野市内の休廃止鉱山（旧紀州鉱山）において坑廃水処理事業が行われているが、このうち鉱業権者の原因行為に基づかない汚染分の処理費用に対して、国の補助スキームに則り、県の広域的な役割として補助を行う必要性がある。</p>		
目的 (何をどうするために)	<p>旧紀州鉱山の坑廃水処理事業は金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づき指定鉱害防止事業機関となっている（財）資源環境センターが実施している。この処理費用の一部を熊野市を通じて補助を行い、坑廃水による流域河川の汚染防止を目的として実施する。</p>		
目標 (何がどうなれば達成か)	<p>排水基準に適合していない坑廃水を中和処理し、他の金属分についても排水基準に適合させ熊野川水系板屋川に放流するという坑廃水処理が適正に継続実施される。</p>		
対象 (誰・何を対象に)	熊野市		
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施		
	<input type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理（委託先又は指定管理者：）		
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先：熊野市 実施主体：（財）資源環境センター）		
<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先：） <input type="checkbox"/> その他（）			
事業内容 (手段、手法など) ※当該事業以下に細事業がある場合は、事業費とともに記載	<p>休廃止鉱山から流出する坑廃水には、鉱業権者の原因行為に基づく汚染分と、自然汚染分及び他者汚染分が含まれている。これらの自然汚染分及び他者汚染分の坑廃水処理にかかる費用には、国の休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金が3/4支給される。ただし国補助金は、残りの1/4を関係地方公共団体が補助することを要件としており、この地方負担分を県が負担し、熊野市が（財）資源環境センターに補助金を交付している。</p> <p>平成23年度予算（財源） 7,560千円（県費） ※積算根拠 総事業費（見込み）34,759千円×87%×1/4</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・坑廃水処理事業の概要 処理すべき坑廃水を中和槽へと導水し、PH3.83~4.39のものを消石灰等によりPH5.8~8.6に中和処理のうえ、他の金属分も排水基準に適合させ板屋川に放水している。 ・事業費の内訳 <p>平成22年度 補助対象事業費実績 35,326千円（うち、三重県間接補助額7,659千円）</p> <p>—内訳— 労務費13,480千円、材料費1,830千円（消石灰等）、 電力費、修繕費等経費12,819千円、 その他 7,197千円（役務費、法定福利費、測量試験費、事務経費等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧紀州鉱山について 14世紀頃から採掘が行われ、江戸時代は紀州藩の管理下で鉱業が行われていた。明治以降は複数の鉱業権者が小規模な鉱業を行っていたが、昭和9年から民間事業者が総合開発し銅鉱石等が採掘された。昭和53年閉山。当鉱山の処理水は、熊野市、紀宝町と、和歌山県境の熊野川を流下し海に至っている。 		
関連事業 (同一目的事業等)	なし		

事業概要

事業シート（概要説明書）

予算事業名		休廃止鉱山鉱害防止事業費				事業開始年度		昭和56年度		
コスト	事業費	23年度（予算）		22年度（決算）		21年度（決算）		20年度（決算）		
		報酬	0 千円		0 千円		0 千円		0 千円	
		委託料	0 千円		0 千円		0 千円		0 千円	
		需用費	0 千円		0 千円		0 千円		0 千円	
		負担金補助金	7,650 千円		7,659 千円		8,103 千円		8,096 千円	
		その他	0 千円		0 千円		0 千円		0 千円	
	事業費合計	7,650 千円		7,659 千円		8,103 千円		8,096 千円		
	人件費	担当正職員	0.1 人	901 千円	0.1 人	952 千円	0.1 人	947 千円	0.1 人	934 千円
		臨時職員等	0.0 人	0 千円	0.0 人	0 千円	0.0 人	0 千円	0.0 人	0 千円
		人件費合計	0.1 人	901 千円	0.1 人	952 千円	0.1 人	947 千円	0.1 人	934 千円
	総事業費	8,551 千円		8,611 千円		9,050 千円		9,030 千円		
財源 内訳	国庫支出金	0 千円		0 千円		0 千円		0 千円		
	地方債	0 千円		0 千円		0 千円		0 千円		
	その他特財	0 千円		0 千円		0 千円		0 千円		
	一般財源	7,650 千円		7,659 千円		8,103 千円		8,096 千円		
	財源合計	7,650 千円		7,659 千円		8,103 千円		8,096 千円		
事業実績	活動実績	【活動指標名】			単位	H22年度	H21年度	H20年度		
		処理量				m3/年	874,073	930,838	852,944	
	効率指標 (事業費/活動指標)	総事業費	/	処理量		0.0099	0.0097	0.0106		
事業成果	成果実績 (事業目標達成状況)	【成果指標名】			単位	H22年度	H21年度	H20年度		
		処理後における目標水質の達成率				%	100	100	100	
	事業の自己評価 (今後の事業の方向性、課題等)	処理後に河川に放流される坑廃水は水質基準を達成しており、周辺環境への影響を未然に防いでいる。今後も県の広域的な役割として、必要な経費を負担していく。								
比較参考値 (他自治体での類似事業の例など)	同様の事業を行っている13道県を調査したところ、11道県が関係地方公共団体分を全額負担している。2県が市町負担を求めており、県：市町＝2：1という負担割合にしている。なお、13道県とも（財）資源環境センターに直接補助している。									
特記事項 (事業の沿革等)	金属鉱業に起因する健康被害等が大きな社会問題になったことから、昭和46年度に国は「休廃止鉱山鉱害防止工事費補助金」制度を創設し、昭和48年度には金属鉱業等鉱害対策特別措置法を制定した。昭和56年度からは国補助制度に、義務者存在鉱山の坑廃水処理費のうち、自然汚染分と他者汚染分が追加された。坑廃水処理事業は国の「特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針」に従って実施されているが、この基本方針は平成24年度が終期であり、現在国において次期基本方針の見直しが行われている。									